桜十字介護職員初任者研修 　学則

株式会社桜十字

（開講目的）

第１条 本学則は、高齢化が進む中、高齢者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、介護職員初任者研修課程を行い、専門知識と技術を身に付けた専門職を育成することを目的とする。

（研修事業の名称及び課程）

第２条 第１条の目的を達成するため、次の研修事業（以下「本研修」という。）を実施する。

　一 名 称 桜十字介護職員初任者研修

　二 実 施 課 程 介護職員初任者研修

　三 形 式 通信形式 （講義部分を主に自宅学習による通信添削で行う）

（研修事業者の名称・所在地）

第３条 本研修は、次の事業者が実施する。

　一 名 称 株式会社桜十字（以下「当法人」という。）

　二 所 在 地 熊本県熊本市御幸木部1-1-1

（定員）

第４条 研修受講者の定員は、20名とする。

（校長）

第５条 本研修の長（以下、「研修長」という。）は、当法人の代表取締役をもって充てる。

（研修実施期間及び実施時期）

第６条 本研修は年3回開講し、概ね4ヶ月程度とする。それぞれの研修開始日及び研修終了日については別紙カリキュラムの通りとする。

（研修実施場所）

第７条 本研修を実施するために使用する会場は、次のとおりとする。

一 名 称 医療法人桜十字　桜十字病院　講義室

所 在 地 熊本県熊本市南区御幸木部1-1-1　１階

二 名 称 医療法人桜十字　メディメッセ桜十字　COCO ROOM２

所 在 地 熊本県熊本市中央区平成3-23-30　サンリブシティくまなん 3階

（研修カリキュラム）

第８条 本研修のカリキュラム、日程等の事項は、別紙のとおりとする。

（担当講師）

第９条 本研修を担当する講師は、別紙のとおりとする。

（受講対象者）

第１０条 本研修の受講対象者は、心身ともに健康であって、研修長が受講を許可した者とする。

（研修の中止又は延期）

第１１条 研修長が天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は、延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益とならないよう最善の措置を講じることとする。

（受講の出願）

第１２条 研修への受講を志願する者は、受講願書に別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（受講の選考）

第１３条 研修長は前項の受講志願者に対し、受講を許可しないことができる。

（受講手続き）

第１４条 受講者の受講手続きは次のとおりとする。

　一 本研修の受講に当たっては前条により受講を許可されない者を除き、所定の書類（受講契約書、その他定めのある書類）を研修長に届け出なければならない。

　二 受講生は、本研修を受講するにあたり受講決定後、当法人が別途定める金融機関口座への振込みもしくは当法人の事務所にて支払いをする。

（教科用図書）

第１５条 研修において使用する教科用図書は、研修長が選定する。

（研修の評価）

第１６条 当法人は研修の受講生に対し、カリキュラムの全てを履修した者について受講態度や筆記試験等の採点結果に基づき修了評価を行う。評価は修了評価時に行う筆記試験の採点結果をＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ（Ａ＝９０点以上、Ｂ＝８０点以上９０点未満、Ｃ＝７０点以上８０点未満、Ｄ＝７０点未満）の４段階に区分し、Ａ、Ｂ、Ｃについては評価基準を満たしたものとして修了の認定を行う。また、Ｄについては、修了認定の評価基準を満たさなかったとし、必要な再指導又は、補講等を実施した上で再評価を行うこととする。

（研修修了の認定方法）

第１７条 研修修了認定については、次のとおりとする。

　一 カリキュラムを全て履修し、修了評価の基準を満たした者を修了認定とする。

　二 １項目でも未履修がある者又は修了評価の基準を満たしていない者は修了認定を行わないこととする。

（課程修了の認定）

第１８条 課程の修了は研修長が認定する。全課程を修了した者については、研修長が修了を認定し、修了証書を授与する。

（補講）

第１９条 講義を欠席した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

　一 欠席した講義は、第６条の定めに基づいて行われる次回開催研修以降の対象講義を履修又は、当該講義の補講を行うことにより、修了認定とする。

　二 前項の定めに基づいて対象講座を履修する場合は、補講の費用は徴収しない。

　三 第一項の定めに基づいて当該講座の補講を行う場合は、１授業につき補講代２，０００円を別途徴収することとする。

（受講料金）

第２０条 受講者が負担する費用は、次のとおりとする。ただし、当法人が特に認めた場合、これらの費用の全部又は一部を減額又は免除する。

　一 受講料は、８０，０００円（税抜き）とする。なお、研修開始後は受講料の返金はできないものとする。

　二 テキスト代は、自己負担とする。

　三 当法人は、受講生又は保護者（受講生が未成年の場合のみ）が指定する送付先に対して、受講料金の合計額の請求書及び明細書を送付又は手渡しをし、受講生又は保護者（受講生が未成年の場合のみ）は、当法人に対し当該合計金額を受講開始日までに支払うものとする。

（休講）

第２１条 疾病その他特別の事由により引き続き１週間以上修学することができない者は、 研修長の許可を得て休講することができる。また、研修長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対し、休講を命ずることができる。

（復講）

第２２条 前条に定める休講期間中にその事由が消滅したときは研修長の許可を得て、復講すること ができるが、修学していない期間に対応する修学を要する。その場合、第１９条に基づき、履修又は補講を行うこととする。

（出席停止）

第２３条 研修長は、受講生が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、当該受講生の出席停止を

命じることができる。

一 他人に傷害、心身の苦痛又は財産上の損害を与える者

ニ 施設又は設備を破壊する者

三 授業その他の教育活動を妨げる者

四 学習意欲が著しく欠けるなど、修了の見込みがないと認められる者

五 その他、研修の受講を継続することが、客観的に見て不適当と認められる者

六 感染力の強い疾患を持っている者

（退講）

第２４条 研修長は受講生から退講の申し出があった場合、当該受講生の退講を認めるものとする。

（募集方法）

第２５条 当法人は、本研修の受講生を募集するにあたり、新聞折込による広告、ホームページ、ポスター等で募集を行うこととする。

（募集時期）

第２６条 当法人は、本研修の受講生の募集を開始する時期について、それぞれの研修を開始する2ヶ月前からとする。

（苦情処理）

第２７条 当法人は、提供した研修に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

（個人情報）

第２８条 当法人は、研修を提供する上で知り得た受講生及びその家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しないこととする。また、受講生は講義や実習を行う上で知り得た情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しないこととする。

（本人確認）

第２９条　当法人は、本研修の受講を開始するときに、受講生本人と確認できる公的書類により、本人確認を行う。

（施行細則）

第３０条 本学則の定めを施行するために必要な事項及び本学則に定めのない事項は、当法人がこれを定める。

（附則）

この学則は、令和5年6月 1日から施行する。

この学則は、平成29年5月 1日から施行する。

この学則は、平成25年5月 1日から施行する。